

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

平成 28 年 8 月 23 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 5 時 05 分

2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8 階 大会議室

3 出席者

委員総数 30 名中 24 名

（出席委員）

猪飼容子委員、伊東世光委員、大沢勝委員、小野誠二委員、加賀時男委員、勝川智子委員、神谷常憲委員、川久保圭子委員、川崎純夫委員、久世康弘委員、倉知楯城委員、小久保裕美委員、後藤澄江委員、柴田寿子委員、鈴木公子委員、高木仁美委員、土肥和則委員、豊田慈證委員、西川弘嗣委員、丹羽蒼委員、原田正樹委員、萬徳正江委員、望月彰委員、横井隆委員

（事務局）

健康福祉部長ほか

4 議事等

（医療福祉計画課 上田課長補佐）

お待たせをいたしております。定刻前ではございますが委員の皆様お集まりになっておりますので、ただいまから愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。なお、本県では、現在、「県庁さわやかエコスタイルキャンペーン」中ということで、軽装で失礼しております。

それでは、開会に当たりまして、長谷川健康福祉部長からあいさつを申し上げます。

（長谷川健康福祉部長）

健康福祉部長の長谷川でございます。委員の皆様方には、日頃から本県の健康福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、そして暑い中、当審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

初めに、先月、7月26日に神奈川県相模原市の障害者支援施設で大変痛ましい事件が発生いたしました。亡くなられた方々に心から御冥福をお祈りいたしますとともに、負傷された方々の一日も早い回復をお祈りいたします。本県におきましては、この事件を受けまして、事件翌日の7月27日付けで、県内全ての1,554の社会福祉施設等に対し、安全確保の徹底について通知を出させていただきました。それとともに県内69か所の障害者支援施設につきましては、安全対策について自主点検をお願いしております。8月9日からは、政令市、中核市、愛知県警とも連携し、69か所全ての施設に出向きまして、順次、ヒアリング及び現地調査を行っているところでございます。県といたしましては、施設の防犯対策、安全安心の確保につきまして、引き続きしっかり対応してまいりたいと考えております。

さて、本県は、これまでに経験のない超高齢社会、人口減少社会を迎えようとしております。子育て支援や医療、介護など、健康福祉分野におきましても、様々な課題に直面しております。

そうした中、今後も本県が活力を維持し、誰もが安心して健康に暮らすことのできる社会を実現していくため、5年後、10年後の本県のめざすべき健康福祉社会の方向性を示す「あいち健康福祉ビジョン2020」を、昨年度に策定したところでございます。

この社会福祉審議会においても、委員の皆様方に、大変熱心にご議論をしていただき、様々なお立場から多くの御意見を賜りました。おかげをもちまして「あいち健康福祉ビジョン2020」を冊子として整えて、本日、皆様のお手元に配布をさせていただいております。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。

本日の会議でございますけれど、議題が2点ございまして、「愛知県社会福祉審議会条例の一部改正について」、それと「あいち健康福祉ビジョン 年次レポート（素案）について」の2件を議題として挙げさせていただいております。また、「愛知子ども調査の実施について」、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）の概要について」など、5件の報告をさせていただきます。いずれの案件も本県にとりまして重要な案件でございます。様々な観点から幅広く、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たりまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（医療福祉計画課 上田課長補佐）

次に本年度から新たに御就任いただいた委員を御紹介させていただきます。愛知県地域活動連絡協議会副会長の鈴木公子委員、愛知県看護協会常務理事の高木仁美委員、愛知県議会健康福祉委員会委員長の森井元志委員、愛知県医師会副会長の横井隆委員、以上 4 名の皆様でございます。なお、引き続き御就任いただいている委員の御紹介につきましては、時間の都合もでございますので、お手元の委員名簿及び配席図により代えさせていただきますと存じます。

また、内田委員、川瀬委員、鈴木委員、森井委員、禰宜田委員については、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。また、加藤委員につきましても公務により急遽欠席と御連絡をいただいております。

なお、本日の出席者は、委員 30 名のうち、過半数を超える 24 名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に本日の資料の確認をお願いいたします。事前に皆様に送付させていただきました資料として、次第、資料 1 から資料 7、参考資料がございます。

それに加えまして、委員名簿、配席図、あいち健康福祉ビジョン 2020 概要版と本冊、それから第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会そしてあいちアール・ブリュット展の作品募集のチラシそれぞれを机上配布させていただいております。不足等がございましたら、お申しつけください。

本日の会議は公開となっております。それでは、議事に入りたいと思います。審議会におきましては、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては大沢委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(大沢委員長)

こんにちは。委員長を務めさせていただいている大沢です。昨日は 38 度を超えるものすごい暑さでございましたし、とにかく気温の差が大きく私などには体に響くような気候が続いております。皆様方の健康についてもそういう難しい中でもありますが健康でありますようよろしくお願いいたします。

本日は、既に健康福祉部長さんからも出されておりますように、「愛知県社会福祉審議会条例の一部改正」がございます。それから、毎回やっておりますあいち健康福祉ビジョンの年次レポートの素案がございます。その点についてご審議いただきます。審議事項は 2 点ですが、報告事項は 5 点ありまして、愛知子ども調査もそうですけれども、この報告事項の 2, 3, 4 と、かなりいろんな点で皆様の御意見をいただかなければいけないところかなと思います。ただいざにしましても、最初からこんなことを言うのは不謹慎かもしれませんが、ここでは一応午後 5 時までと審議予定になっております。私の体の都合のこともございますが、とにかく私も一生懸命頑張るつもりで議事を進めさせていた

だくつもりでおります。いずれにしましても議題は 2 点なのですが報告は結構ご意見をいただくところが多いかと思いますが、できるだけ 5 時までには議事を終わらせていただければと思います。それを念頭におきながら議事を進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは早速ですが、議事に入る前に議事録の署名人を委員長の方で 2 名指名することとなっておりますので次の方をお願いしたいと思います。

議事録署名人として加賀時男委員、愛知県身体障害者福祉団体連合会会長さんでございます。それからもうひとかたは、豊田慈證委員、愛知県社会福祉協議会地域社会福祉委員会委員長さんでございます。以上の 2 名に議事録の署名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

それでは早速、議事に入らせていただきたいと存じます。

議題 (1) の「愛知県社会福祉審議会条例の一部改正」について、事務局から説明してください。

(医療福祉計画課 岡本課長)

医療福祉計画課長の岡本と申します。それでは、私から「愛知県社会福祉審議会条例の一部改正について」ご説明いたします。資料 1 を御覧ください。

まず、「1 改正の内容」でございます。愛知県社会福祉審議会の調査審議事項に「精神障害者福祉に関する事項」を追加するという条例改正でございます。

「2 改正の理由」ですが、これまで社会福祉法第 7 条により、精神障害者福祉に関する事項は社会福祉審議会の調査審議事項から除外されておりました。それが、今年 5 月に社会福祉法が改正され、身体、知的、精神の 3 障害の一体的な議論及び施策の実施に資するため、地方自治体が条例で定めることにより、社会福祉審議会が精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができることとされました。

そこで、本県におきましても、障害福祉に関する一体的な調査審議が行えるよう条例を改正するものです。

参考に社会福祉法と愛知県社会福祉審議会条例案の新旧対照表を記載してありますので、御覧いただけたらと存じます。

右側の「3 今後の予定」でございます。条例改正案を平成 28 年 9 月定例議会に提出できるよう現在調整中でございます。

また、条例が改正されましたら、社会福祉審議会委員に新たに精神障害者福祉関係者を任命することとし、改正後に関係団体と調整を行ってまいります。

いままでご説明させていただいた社会福祉審議会の調査審議事項を図にまとめたものが「4 改正のイメージ」です。これまで対象外となっていた「精神障害者福祉」についても社会福祉審議会の調査審議事項となり、3 障害を一体的に

調査審議できるようになることを表しています。説明は以上です。よろしくお願ひします。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。要するに社会福祉審議会の調査・審議事項に精神障害者福祉に関する事項を追加したい。これに関連して条例改正案が定例議会に提出されていくということでございます。そんなことで社会福祉審議会の中の障害者福祉の中に身体・知的・精神、各障害者福祉に関する審議事項をおくということで、特に精神障害者福祉について、これを加えるということです。以上のようなことで社会福祉審議会条例の一部改正について進めたいということです。特段問題はないかとは思いますが、何かございますでしょうか。

(勝川委員)

勝川です。精神障害者福祉ですけれども、その中には鬱病とかもありますよね。そういうものも含めて精神病福祉を考えているのでしょうか。鬱病は普通の精神病とはちょっと違うかなという感じがあるのですけれども、そういう方、鬱病になって会社を辞めなくてはいけなくなって、一向に再就職もしにくくなってしまったとか、そういうことも結構聞いたりするのですが、そういう鬱にかかれた方も精神病の中に入って考えられているのかちょっとお聞きしたいです。

(医療福祉計画課 岡本課長)

鬱病の方も含めた精神障害者の福祉に関する事項を社会福祉審議会で調査審議していただくこととなっております。なお、あくまでもこちらは社会福祉審議会ですので調査審議する内容は福祉の内容についてでございます。保健であるとか医療であることにつきましてはこちらの審議会の調査審議の対象外になりますので、よろしくお願ひします。

(勝川委員)

わかりました。内容的なことはこの審議会では審議はしないけれども、鬱病とかそういったものも精神病の中で福祉として考えられているということですよ。ありがとうございました。

(大沢委員長)

よろしいですね。その他、ございますでしょうか。駆け足のような感じがして申し訳ないですが。性格上、このことについては社会福祉審議会の審議事項

の修正で、やっておかないと対応できないということでございますので、その基礎作業でございますのでご承認いただければありがたいです。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは引き続き第2議題の方であります、「あいち健康福祉ビジョン年次レポート」これは今年も出すわけでございますが、その素案について、説明していただいて御審議をお願いしたい。それでは事務局から説明をどうぞ。

(医療福祉計画課 三島主幹)

医療福祉計画課の三島と申します。よろしくお願いいたします。私からは、議題(2)の「あいち健康福祉ビジョン 年次レポート(素案)」の概要についてご説明させていただきます。

「あいち健康福祉ビジョン年次レポート(素案)」の資料は、資料2-1の概要版と資料2-2の70ページからなる全体版がございますが、お時間の都合上、資料2-1の概要を使って説明させていただきます。

まず、年次レポートの趣旨・構成ですが、平成23年6月に策定した「あいち健康福祉ビジョン」が平成27年度で計画期間が満了したことを受けて、平成28年3月に「あいち健康福祉ビジョン2020」を策定しました。この年次レポートは、「あいち健康福祉ビジョン2020」に示されている施策の進行状況や、新たな課題に対する取組みの方向性を明らかにしていくため、毎年度作成する予定です。

その下、今年度の年次レポートの構成でございますが3つに分かれおりました、Ⅰとして、年度末で計画期間が満了した「あいち健康福祉ビジョン」に掲げていた38項目の主要な目標について、最終の評価・検証を行っています。

次にⅡでは、特集として、新しいビジョンで示している4つの基本姿勢、「人づくり」「地域づくり」「健康づくり」「環境づくり」に関連する施策を取り上げ、前年度の取組状況等を検証しています。今年度のテーマは、基本姿勢の1つ目の「人づくり」から、「健康福祉社会を支える人材の育成・確保」としています。次のⅢでございますが、昨年度の年次レポートで新たな課題への対応として取り上げたテーマについて、その後の状況把握を行っています。

それでは各内容について御説明させていただきます。まず、「Ⅰ. あいち健康福祉ビジョンの評価・検証」ですが、38項目の主要な目標の最終評価を一表でまとめています。表の左から3列目に38項目の目標、その右隣に最終年度である平成27年度の実績、さらにその右隣に評価と達成できなかった項目などの状況について記載しています。

全体の評価としては、表のすぐ上の、点線で囲った四角枠にあるとおり、◎のついた「目標を達成したもの」が16項目、○の「概ね目標を達成したもの」及

び目標達成に向け順調に推移しているもの」が 9 項目、×の「目標が達成できなかったもの」が 11 項目、△の「目標達成に向けて一層の取組が必要なもの」が 1 項目、そして、－（横棒）の「今後調査予定のため未評価のもの」が 1 項目となっており、概ね順調に推移していると評価をしています。しかし、他部局における取組項目も含め、未達成の項目もあることから、今後も新たに策定した「あいち健康福祉ビジョン 2020」や各分野の個別計画等に基づき、進行管理を行いながら一層取組を進めていく必要があると考えています。

目標ごとの評価・検証内容については、資料 2-2 の素案の 7 ページから 26 ページに記載していますが、ここで、目標が達成できなかった項目の中から、当部局での取組項目を中心にいくつか検証結果について御説明します。

表の上から 12 番目、目標番号 12 の「休日保育の実施」については、運営費の補助を行ったものの、平成 26 年度までの目標値である 39 か所に対し、実績は 30 か所でした。平成 27 年度からは、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」に基づき、潜在保育士への再就職支援など人材確保対策を推進し、多様な就労形態に合わせた保育が提供されるよう市町村に働きかけて参ります。なお、平成 27 年度の実績は、年度末時点で前年度末の 30 か所から 55 か所へと増え、順調に推移しています。

次に、4 つ下へ行きますして、目標番号 16 の「福祉施設入所から地域生活への移行者」ですが、平成 26 年度までの累計の人数を 1,316 人とする目標に対し、587 人でした。計画的にグループホームの量的拡充を進めた結果、グループホームの施設数は年々増加し、地域における環境整備は着実に進みましたが、一方で、現在施設に入所している高齢化や障害の重度化が進んだ方の地域生活への移行は困難な状況にあります。今後は、「第 4 期愛知県障害福祉計画」に基づき進行管理していきませんが、地域移行が困難な方に対し、どのような支援・施策が必要なのか把握していく必要があると考えております。

それから、10 ほど下へ行きますして、目標番号 27 の「診療制限をしている病院の割合の減少」でございます。平成 23 年度の 328 病院中 72 病院、22.0%に対し、平成 27 年度は 322 病院中 72 病院、22.4%となり、5 年間ではほぼ横ばいの状況となっています。医師不足の解消は、対策の効果が現れるのに時間がかかるため、短期間で成果を出すことは困難ですが、後ほど特集に出てくるとおり、平成 27 年 4 月に県庁内に設置した「地域医療支援センター」を中心に、引き続き医師派遣を行う病院に対する支援、医学部における地域学生への修学資金の貸与などの医師確保対策を行っていきます。

最後に、下から 4 つ目、目標番号 35 の「市町村地域福祉計画の策定」ですが、5 年間で新たに 16 市町村が策定しましたが、すでに策定していた 22 市町村と合わせて策定済みの市町村は 38 市町村にとどまりました。新たに計画策定した

市町村が少なかった理由としては、計画策定に係る人材や財源の確保が困難であることなどが上げられますが、未策定の市町村は策定に関するノウハウを求めていることが多いことから、引き続き、市町村職員等を対象とした計画策定推進会議を開催し、策定済の市町村の先進事例に関する情報を提供するなど、未策定の市町村に対して働きかけを行っていきます。

なお、△とーでございますが、目標番号 22 の「がん検診受診率を 40%以上に向上」は、平成 27 年度実績では全ての部位で目標を達成しておりませんが、目標が平成 29 年度までということで、評価を△としております。

また、目標番号 29 「病院の診療時間外に外来を受診する患者数の減少、かつ休日夜間診療所の患者数の増加」については、年内を目途に実績を調査予定であるため未評価としておりますが、平成 26 年度実績では目標どおり推移しております。

ビジョンの評価・検証については以上です。資料を 1 枚、おめくり下さい。

次に「Ⅱ.特集」について御説明します。高齢者の増加に伴い、医療・介護需要も増加し、これまで以上に医療・介護人材の確保が必要です。また、保育所に入れない待機児童の解消などを図るため、保育士の確保対策も重要な課題です。特集では、今後ますます重要となる健康福祉社会を支える人材の育成・確保対策について、5 つに分けて県の取組状況を検証しています。

まず 1 つ目の「医師確保対策」ですが、昨年 4 月に県庁内に地域医療支援センターを設置し、医師派遣を行う医療機関への助成や、医学部卒業後に、特定の地域で従事することを条件に修学資金を貸与する地域枠制度、女性医師の復職支援、へき地医療対策などを行っております。また、28 年度以降の取組としましては、今年の 2 月に設置した医療勤務環境改善支援センターにおいて、アドバイザーによる医療従事者の勤務環境の改善に関する相談の実施など必要な情報提供を行っていきます。

2 つ目の「看護師確保対策」でございますが、昨年 7 月に名古屋駅前のウインクあいちに名駅支所を開設した他、ナースセンターとハローワークの連携による巡回相談や、看護研修センターで離職者向けに看護職カムバック研修の実施などを行っております。28 年度以降の取組としましては、離職時にナースセンターへ届出されたデータを活用して、離職中の看護師を対象に復職支援交流会の開催や地域での出張巡回相談の実施などを行っていきます。

続きまして 3 つ目の「介護人材確保対策」については、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇改善」に資する事業として、施設見学会や介護人材のキャリアアップに繋がる研修、職場環境の改善などに向けた取組が優良な事業所の認証などに取り組んでいます。28 年度以降の取組としましては、高年齢者の新規参入の促進を図る取組など、さらに

人材の介護分野への参入促進を進めていきます。

4つ目の「地域包括ケアシステムを支える人材の育成・確保対策」では、在宅医療サポートセンターの設置など、在宅医療を担う医師等の専門職の確保対策の他、生活支援コーディネーターの養成研修の実施、さらには、増加する認知症の人の生活を支えるためのボランティア養成やかかりつけ医研修、認知症サポート医の養成などを実施しています。28年度以降の取組としましては、生活支援・介護予防サービスの担い手として期待される元気な高齢者の社会参加を推進するための事業等を実施していきます。

5つ目の「保育人材確保対策」では、保育士・保育所支援センターでの潜在保育士への就職支援などの他、多様な保育サービスを担う人材確保のため、子育て支援員研修や放課後児童支援員認定資格研修などを実施しています。28年度以降の取組としましては、保育士試験の年2回実施や、保育所等への就職を積極的に行う保育士養成施設に対する助成、保育士・保育所支援センターと労働局の連携による巡回相談の実施など、新卒者の保育所等への就職促進や地域でのマッチングに取り組んでいきます。

特集については以上でございます。

最後に、Ⅲでございます。昨年度の年次レポートで「新たな課題への対応」として取り上げた3項目のうち、今回の特集で取り上げた人材の確保を除く2項目「子ども・子育て支援新制度の円滑な実施」と「地域医療構想の策定」について、その後の状況を記載しています。

まず1つ目「子ども・子育て支援新制度の円滑な実施」については、運営に必要な給付費などの負担・補助を行って実施主体である市町村を支援していくこと、昨年度実施した事業所内保育アンケート調査により、今後は事業所内保育に関心のある企業等を対象としたセミナーを開催し事業所内保育の推進を図ること、さらには、放課後児童クラブ、病児・病後児保育施設への助成を行うなど取り組んでまいります。

続きまして2項目の「地域医療構想の策定」については、団塊の世代の方々が75歳以上となる平成37年に向けて、その地域にふさわしいバランスの取れた病床の機能分化と連携を推進するため、昨年度から構想区域ごとにワーキンググループを設置して検討を進め、今日本県案を取りまとめたところございまして、本年10月の策定を目指しているところでございます。

年次レポート素案の説明は以上でございます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。年次レポートの素案の概要説明がございましたが、あいち福祉ビジョンの評価検証は○×などつけてわかりやすくなっています。

あと特集で特に人材問題が大変大きい問題だということで、福祉ビジョンの2020のところでもこの人材の育成確保ということは第一の課題にさせていただいておるところです。そう意味から言うところの特集は、健康福祉社会を支える人材の育成確保ということで、医師養成、看護師、それから介護人材、保育人材、それから在宅医療サポートセンター等がございまして、この特集の枠組みを大体人材の育成のところにおきかせていただいたことと、昨年度の年次レポートで結局新しい課題になった子ども・子育て支援の実施、それから地域医療構想の策定がございまして、いずれにいたしましても、この健康福祉社会を支える人材の育成確保について医師確保、看護師確保それから介護人材の確保、それから保育人材の確保について、各専門の領域の先生方もおられますので御意見等ございましたら出していただいで、この特集の内容をできるだけ充実させていきたいと思っています。どこから行きますかね、横井さん、どうでしょう。お医者さんから言うと医師確保の問題なんかは医療に関わってくるわけですが、どうでしょうね。

(横井委員)

今、愛知県の方で地域枠の確保ということで、地域枠の先生方がそのまま地域に残っていただくことが最重要課題かなと僕は思っています。あと、看護師さんの問題にしても、資格を持っている潜在の看護師さんはいっぱいいると思うが、彼女たちが現場に戻れるような何らかのサポート的な施策というか、されてはいるのかもしれませんが、本人たちは尻込みをしまっているところがあるので、何かそこを掘り起こせば看護師不足というのは、潜在的な人数はいると思うんですけど。まあ医者の方はなかなか難しいんじゃないか、と思っています。

(大沢委員長)

看護師さんたちの離職後の再就職の難しさはどういう形で乗り切るのいいですか。例えば、ここにあるナースセンターへの届け制度とかはありますが。

(横井委員)

あることはあるのですが、やっぱり現場の方へ行くと怖がるんですよ。一旦、1年でも2年でも離れてしまうと。医者の場合でも、僕自身でもそうだったんですけど、現役で救命救急をやっている頃は別にそんな怖いことはないんですけど、5年、6年離れていたら、いきなり救命救急に戻れ、とはちょっと難しいかな。それと同じように看護師さんの場合もそういうことがある。だから、医療の中で、それこそ在宅医療では別に怖がらなくてもいいんだということが

認識できれば復職する方もいる。もちろん家庭の事情とかいろいろあるのでしようが、そんな気はしています。

(大沢委員長)

今のようなご意見について、何か。どうぞ高木さん。

(高木委員)

愛知県看護協会から参りました看護職をしております高木と申します。今の問題は大変深刻な問題ではありますが、ナースセンターの活動としましては、34 ページにありますとおり、ナースセンターを利用して就職していただいている人が年々増えてきているということと、名古屋にも開設していただき、人を増やしお金もつけていただきましたので、そちらの活動に関しては順調に進んでいます。それから大きな病院については、看護師がフルタイムで夜勤もできる看護師だけではなく多様な働き方ですね、短い時間であっても正規の職員として採用するとか、フルタイムだけではなくて短時間の勤務制度を導入したりとか、夜勤ができなくても常勤として採用するだとか、そういった動きは社会情勢の流れとして出てきているということは確かです。そういった人たちを支える、そんな働き方であれば、短い時間でも子育て中の看護師さんでも働ける、潜在看護師の掘り起こしに繋がっていくのかなと思い、今活動しているところです。現場は少しずつ認識が変わってきていると思います。

(大沢委員長)

そういった点でいうと、特集を組んで医師確保の対策だとか看護師確保の対策だとか、そう大きくかけ離れているということはございませんね。在宅医療サポートセンターなどの場合には、看護師さんに動いていってもらわないといけない場合もございますので、これは先ほど横井委員の方からも出されておりますが、まあ一段の努力はあるのかもしれませんが、それに在宅医療サポートというのはやっぱりこれからは広範囲な形でやらないと地域包括ケアシステムがなりたないということがございますので、そういった点で医師や看護師の関係の皆さん方のいろんなお力添えを給わらなければいけないと思いますのでよろしくお願いします。

その次の介護人材の確保、これはテレビでも出てきている問題ではございますし現場は深刻ではないかと思いますが、その点について何かご意見がございましたら出していただいで。では勝川さん。

(勝川委員)

先ほどの看護師さんの再就職についてですが、空白の期間、退職されておうちにいらっしゃる、他の仕事についていてまた看護師さんに戻りたいという方もいらっしゃるのでしょうけど、休まれている間に医療がいろいろと変わっているのではないかと。そういう場合に研修期間とか、就職された先で研修、例え一週間でも二週間でも研修期間を設けていただいて定着させるような、そういう方法はなされてないのでしょうか。

(大沢委員長)

離職者の復職支援の看護職カムバック研修をやっていることはやっているのですが、

(勝川委員)

離れていていきなり現場に行きなさいと言われても、たぶん不安ではないかと。せっかく現場に入ったのにちょっと不安だからとやめてしまう。それでは定着しない。では定着させるにはどのような方法があるのか、もう少しお考えをいただいて補足していただければいいのではと少し思いました。

(大沢委員長)

看護師のカムバック研修のやり方、そこはいろいろと改善の余地はあるかもしれませんが。システムはあるけれど、まだ十分に旨く機能していないかもしれません。わかりました。少なくともその点はいろいろと留意しながら、関係の方々を含めた努力もお願いすることとします。

それともう一つ、保育人材の確保問題について言うとうどういうことになるのか、そのことも含めましてご意見がありましたら出していただけたらありがたいと思いますが。

(伊東委員)

愛知社会福祉協議会の伊東です。保育士不足はかなり深刻で、ここに書かれているようにいろいろと策を取っていただいているのですが、なかなかですね。巷でいわれているのは、待遇が悪いですとか仕事がきついですとか言っているのですが、それに負けない大きな理由というのが職場の人間関係という問題も大きくありまして、女性主体の職場です。それとともに名古屋市内なんかでもかなりの数の、まだまだ新設の保育所を作っているものですから、そちらに新卒の有資格者が吸い取られていく形で。先ほどの話の、新しい保育園だと人間関係のしらがみがないだろうという発想もあって。ですので、既存の保育所の退職に伴う補充とか障害を持ったお子さんへの加配の臨時職員とかの募集

にかなり苦戦しているという現状で、なかなか具体的な手が打てなくて困ったなという状態が続いているところです。

(大沢委員長)

かなり基本的な部分で人材不足とか現場の支え手の不足だとかいうものが出てきているわけです。そういった点も留意しながらやらなくてはいけないと思っております。ここに出されているような5つの点、またどこか他のところでも気になるところがございましたら、出していただきたいと思います。川久保さんはどうですか。福祉のことに直接関わっているわけではございませんが外から見たときに。

(川久保委員)

今のお話で、女性が主体の職場の人間関係の悩みというのは、私も医療関係とか、そういったところで働いている同世代の友人がいて、大体ベテランさんとか新人さんとかで考え方ややり方の相違というか、提案しても却下されたり。なかなか模索はしているんですが、やる気がある人ほど行き詰まったり、解決方法がなくて自分が鬱のようになってしまったり。そうすると子どもにいい笑顔ができないから、じゃあ私は辞めようとか、実はそういう共通の問題があるのかなと今お話を伺って感じてしまったので、例えばこう全体を見て、マネージャーさんじゃないですけど、その現場をよく知っている本当の采配できる方が入って調整してあげるとか、若手のお話もきちっと聞いて、難しいベテランの方に何かするとか、もうどうしようもなければ上の方の配置を変えるとか。何か風通しを良くする具体的な方法がないと、多分やる気がある人ほど壁にぶつかって同じような問題で辞めて、本当はやりたいんだけどできないという保育士さんも多いのかなとすごく気になりました。どうしても私たちは待遇が悪いと、給料が悪い、お休みが取れないからと思っていたんですけど、実はすごく女性の職場というのは多くのところで共通の問題が深かったと疑われるので、なんか逆にそこに風穴を通す方法を具体的なところをやっていただくと他の分野などで働いている現場にも、あの方法で保育士さんたちが増えたのだから、女性の働き方も、本当に女性が輝くようにできるなということにも繋がると、すばらしい未来の構想になるのではないかとちょっと考えました。

(大沢委員長)

現場はいろいろと違った事例を持っている中で、これは改善に非常に役立つなという事例研究ですね、事例のいくつかについては整理をしながらやっていこうということだと思います。そういう点で言えば、実際にうまくやったり、

中には必死の努力をされている施設もございますのでそんなところからもうまく学び取りながらやっていけるような施策を進めていければいいなと思っております。その方向に動いているのではないかとは思いますが。その他ございますか。

(望月副委員長)

女性が輝くとありまして、看護師も保育士もそうですが、現実には女性の割合が多いわけですが、当然男女共同参画の観点からいったならば女性の職場ではないのですから、男性でも生活設計がきちんと立てられるような、そういう身分保障とかライフ保障とか、本来はそういう観点から議論はしていかななくてはいけないと思います。俗に、男性が働くにはなかなか難しいと、家庭が持てないんじゃないかと、古い家族観に立った考えかもしれませんが、そういった男性でもしっかりと生活設計を立てながら生涯に渡って希望を持って働けるようなそういう職業にしていけないと思いません。そういう点で、まだまだ努力が足りないのかなと。

(小久保委員)

保育士を養成しているところにいます。新しい卒業生が出て行くときにどういう配分で保育所、幼稚園に行くか、それから民間の企業に行くのかということでもいろいろ統計を取っていて、愛知県の中でも一緒に話合う機会、名古屋の保育所、愛知県の保育所、幼稚園等で話し合いをする機会がございます。そこで私は大学では企業の方にも行かせていただくのですが、やはりさつき先生がおっしゃったようにワークライフバランスとか男女共同参画とかのいろんな仕組みがですね、一部の企業では非常に進んでおりまして、やはり学生もいろんなことを4年間の間に見ていくわけですね。そしたら、子どもがとても好きで保育士を目指して、幼稚園教諭を目指してきた学生がすごく揺れて、それで卒業の時に優秀な学生が企業の方に流れてしまう。そこを私たちが手配師のように、保育所行くのよ、幼稚園行くのよとはできませんので、ある意味でいうと、個々の幼稚園、保育園の努力ももちろんよくされているのはよく知っております。だけど今回保育士の待遇が少し上がるということは聞きましたが、それではまだ足りないとか、やはりそういうところにですね県の方とか行政の方が少し一緒に考えていただくようなことをしていけないと、保育士の人材確保は難しいと。それこそ今までの人を掘り起こすことももちろんですが、新たな人材、例えば卒業していく学生を保育所、幼稚園とかそういうところに行ってもらいたいということが非常に難しくなっているということです、大学の方でもね。だからそういうところでのサポートが行政としているのではないかと

思います。それから、ある自治体に就職した男性保育士ですが、たまたまその自治体の出身ではなくて他の所から来てそこで生活をしているのですが、3年ぐらいたった時に一人暮らしが成り立たないくらいの給料だと言っておりました。男性ですね。そこが、望月先生がおっしゃったように抜本的にいろんなことを、愛知県だけでは難しいかもしれませんが声を上げていかないと、なかなかこれからは保育士が沢山いると思うんですね、今のよう状況になってくると。だから現状がこうですということではなくて、ちょっと新たな描き方をしていく必要があるのではないかと感じております。

(大沢委員長)

ありがとうございます。望月委員の言われることも確かにそのとおりで。実際現場自体に男性も入っておりますしね。それから小久保さんが言われるように大学の養成のプロセスで学生自体が企業選択に走って、介護の人材として働いてもらえるといいなと思う学生も企業に移っていくと。そういった中には処遇問題とかそういうものが入っているのではないかと感じております。ここには大学関係者もおられますので。私も今小久保さんが言われるような状況については耳にしております。そういう点では処遇の改善問題を含めまして、仕事場の条件も改善していかなければいけないと課題がたくさんあると思います。そういうことも含めて特集の中ではできるだけ改善の課題等につきましてもある程度視野に入れながらやっていかなければいけないだろうと思います。そのようにご理解いただければありがたいと思います。

その他何か。

(西川委員)

まず介護人材ですが、月で言うと何月が一番不足するか御存じでしょうか。実は12月に一番不足するのです。なぜかという130万円の、御主人の扶養になるかならないかという調整をするから。ちょっと働き過ぎちゃったから休みたいていというように12月に調整をされる方が結構あるということで12月に不足する。私は知り合いの方に、「8月は子どもさんが休みになるから、出られないわけですから減るのですか」と聞いたんですが、逆なんです。子どもが居るからお家を空けても安心だから外に出て仕事がしたいという方が多いそうです。なかなか難しいとは思いますがこのパートの130万円の枠を広げると、人材の確保というのも楽になるのではないかと思います。

それからもう一つ、保育士さんも私は幼稚園の理事もやってまして、最近親御さんへの対応で疲れてしまうということがあつたみたいです。親子運動会に来て、お父さんが一緒に走って転んだと、そしたらお父さんがこれは保障して

くださいと言い寄るといふのがあつるそうで、なかなか保育士さんも難しいなど、一応何かの参考になればと思つてお話ししました。

(大沢委員長)

薬剤師としてお薬の仕事をしているのに、色々な形で福祉の世界にも目を向けていただけてありがたいと思つます。その現場以外の所から見えるものといふのはかなりあると思ふ。そういった人たちの意見を聞きながら福祉をやつていくといふのは、福祉の施策にとつてはどうしても必要なことと思ふ。

(猪飼委員)

介護分野から一言申し上げたいと思つます。介護の人材確保に關しても、保育、医療とともに相当厳しい状況であることは皆さん御存じのことと思つますが、介護の問題についても、対応の部分、定着の部分、それからキャリアアップの部分としっかり分けて対策を立てていかないと立ち行かなくなつてしまつていると。ここにも書いてありますが、高年齢者の新規参入、それから外国人労働者の参入が言われておりますが、今現場から見ておつますと、先程西川委員がおつしゃつたように、女性のパートさんも働いていて、そうすると、12月に扶養の關係でお休みしますといふのも、事実としてあります。やはり、先程高木委員もおつしゃつたように、多様な働き方がどこまで可能になるかといふところで、今後人材確保についても効率的かつ効果的な人材活用していく上で、どこまで多様な働き方が許されていくのか、といふことを考えていかなければいけないのかなと思つます。

介護の部分については、介護保険といふ縛りがあるので、人員配置の緩和も少し考えながら並行して考えていかなければならないかと思つます。介護の部分では、今、ロボットの活用だとか、ICTの活用でいかに効率的にやつていくべきかといふことも考えておられますが、ただ、やはり根本的には人がいないと成り立たない場所ですので、人材確保については、現場側からもきちんと取り組んでいきたいと思つますが、行政としてもご協力いただきたいと思つています。

(大沢委員長)

そのとおりに思つます。今の御意見も含めまして、人材確保は深刻な問題ですので、他の施策を進めていく上で基本になる部分でもあります。各職場でいきいきと働ける条件整備があると思つています。そんなことも視野に入れながら年次レポートについて整理をしていただけるといいと思つます。

その他、ございませつか。よろしいですか。ちよつと議論が不十分かもしれ

ませんが、議長の勝手に申し訳ないですが、今までいただいた御意見は特集を組む上での基本視点に深くかかわってきますので、そのことに留意して、県サイドで年次レポートの作成にあたっていただきたいと思います。

(望月副委員長)

事前に拝見して、先程部長のあいさつにもありましたが、障害者施設の事件にも絡むことですが、特集ではなくて、全体の中にある評価・検証の1(3)の地域生活移行のところですが、地域生活に移行した後の支援、事件の加害者もまさにそうだと思いますが、病院を出た後の支援体制が問題になっているわけですが、そのあたり、地域生活支援が必要になってくるかなと思いますので、一言あったほうがいいかなと思います。

(大沢委員長)

健康福祉ビジョン2020に繋がるような表現で、今のようなご指摘のあったことについて、年次レポートが作成されるといいなと思いますが、どうですか。

(こころの健康推進室 鈴木室長)

こころの健康推進室長の鈴木です。ただ今の意見で、精神障害者の方の退院後、地域移行後の支援についてですが、健康福祉ビジョンの書きぶりや繋げられないかもしれませんが、現在厚生労働省におきまして、措置患者の方の退院後の支援、フォローにつきまして、有識者による検討会が行われております。中間的とりまとめが今月中、もしくは来月あたりには示されるということですので、国の検討状況等も踏まえまして、県の対応方針についても検討していきたいと考えています。

(望月副委員長)

ここでは打ち出さないということですか。

(大沢委員長)

地域移行は困難だという点は出すけれども。もうちょっと前には進められないかな。

(こころの健康推進室 鈴木室長)

今回のビジョンの中では、地域移行を進めていこうという量的なことを記載しています。地域移行した後のフォローにつきましては、新たな課題という形で認識して考えていくものととらえています。今回のビジョンの中では、支援

も必要ですが、まずは病院から地域へ移していこうという方向性のなかでの評価になっています。

(大沢委員長)

表現に少し上手く工夫してみるといいかなと思いますので、よろしく願いします。

その他、ございますか。今まで出されたご意見の中身については、ビジョンの年次レポートを作成していく段階での基本的な課題についての御意見をいただいたと思います。そういったことを基本姿勢において、特集も含めまして、ビジョンの評価について、年次レポートを作成することにして、年次レポート素案についてご賛成いただければありがたいと思います。よろしいですか。

それでは、年次レポート素案について、少し課題が増えたかと思いますが、私の知る限り、県の健康福祉部の職員が全力を挙げて力を込めてやっていますので、今一つ努力していただければありがたいです。

議題2、あいち健康福祉ビジョン年次レポート素案について、そのようなことも含めて御承認されたものといたします。

引き続き先を急いで恐縮ですが、報告事項の方に入ります。専門分科会・審査部会の審議状況について、御説明をお願いします。報告は簡潔をお願いします。

(医療福祉計画課 三島主幹)

専門分科会・審査部会の審議状況について、御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては社会福祉審議会が開催される都度、審議状況についてご報告させていただいているところがございます。昨年4月以降の審議状況についてご報告させていただきます。

まず資料の左側、真ん中程でございますが、「1 身体障害者福祉専門部会及び審査部会」でございます。開催状況として下の表にまとめさせていただいております。昨年度は年6回、今年度は年2回開催しております。

続きまして、資料の右上でございます。「2 民生委員診査専門分科会」でございます。

こちらにつきましては、昨年7月28日に1回開催ということでございまして、本年1月に開催した社会福祉審議会での報告時と回数は変わってございません。続いて「3 児童福祉専門分科会及び審査部会」につきましては、4つの審査部会が資料の②のところにあるとおり設置されておりまして、資料を1枚おめくりいただきますと、それぞれの開催状況が載っております。

まずアの児童福祉専門分科会ですが、こちらは子ども・子育て支援法に基づく

子ども・子育て会議と位置づけておりまして、本年 3 月と 8 月に開催しております。それからイの里親審査部会につきましては、昨年度 2 回開催をいたしまして、里親認定につきましては 45 件すべて承認をいただきました。続きまして、ウの児童措置審査部会につきましては、昨年度 7 回、今年度 2 回開催しております。それから、エの幼保連携型認定こども園審査部会は、本年 1 月 29 日に 1 回開催、オの保育所審査部会につきましても本年 1 月 29 日に 1 回開催しております。それぞれ審議件数、それぞれ全てが適当であるということでございました。報告事項 (1) につきましては以上でございます。

(大沢委員長)

はい、どうもありがとうございました。ただいまの各専門分科会、審査部会の開催状況について、ご意見ございませんか。

(望月副委員長)

5 月に児童福祉法がかなり大きく改正されました。この後の子ども・子育て会議の時にも言ったかもしれませんが、児童相談所の機能強化や、専門職の配置など市町村の相談支援体制の強化など、かなり法的に拘束力を持って取り組まなければならなくなりました。この点について、県としてはどのように考えているのでしょうか。

特に市町村に対する支援ですね。児童相談業務、特に児童虐待対応について直接関わるのはまずは市町村ですが、その体制整備に対して県としてどのように支援していくのか教えていただけますでしょうか。

(児童家庭課 梅村課長)

児童福祉法と母子保健法の改正が行われまして、児童福祉法については児童相談所の機能強化、それから県と市町村の役割分担の中での市町村の体制整備、母子保健法については、児童虐待の発生予防について、母子保健の分野でもきちんとやっていくことになり、市町村の保健部門での取組が必要となりますので、県としても市町村への支援をしていきます。それについては、まず県の体制から言うと、要保護児童の対策協議会というのがあります。そちらの方で話をしていくというのがありますし、また母子保健に関しては、県の保健所を通じて関連する市町村へ支援をしていきます。

それから体制の強化については、児童相談所で今後どのような形で体制を強化していくのか計画的に検討をして、県としても法の改正を踏まえ、支援をしていきます。

それから法改正では、施行後 2 年以内に県と市町村の役割のあり方や、児童

相談所のあり方について検討することとなっておりますので、そのあたりを見据えて今後検討を進めていくという状況であります。

(大沢委員長)

望月委員から出されている問題については、国の施策とも関連しながら、上手く対応していかないといけないということと、事が起こっているということでは、重大なことが起こっているわけで、そのあたりにきちっと対応できるような体制になっていないといけないということですね。

ここの報告事項に関わる処理だけしておきたいと思うんですけど、専門分科会・審査部会の審議状況については、これでもよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の1番目、専門分科会・審査部会の審議状況については、ご了承をいただいたということでございます。

次に、2番目のあいち子ども調査の実施について、事務局の方から説明をお願いします。

(地域福祉課 川合課長)

地域福祉課長の川合でございます。よろしく申し上げます。私からは、資料4、愛知子ども調査の概要についてご報告をさせていただきます。

まず、資料の1の調査の目的をご覧ください。すべての人が活躍する愛知をつくるためには、未来を担う子どもたちが、その生まれ育った環境にかかわらず、健やかに育成される環境を整備することが重要でございますが、経済的に困窮している家庭における生活実態や様々な課題を把握しなければ、実効性のある対策はできません。このため、県内全域において「愛知子ども調査」を実施し、子どもの生活実態や子育てニーズ、経済的な要因が及ぼす影響等を調査することといたしました。また、調査内容を検討するとともに、調査結果を踏まえた支援策の検討等を行うため、今年6月に、有識者7人による「子どもの貧困対策検討会議」を立ち上げたところでございます。

2の愛知子ども調査をご覧ください。調査時期は今年12月、名古屋市を含む県内全域で実施します。調査対象者はこの表にございますとおり、小学1年生の保護者7,000人、小学5年生の子どもと保護者各7,000人、中学2年生の子どもと保護者各7,000人です。

愛知県全体の学年の人数が約70,000人でございまして、その約10%を対象として、小学5年生と中学2年生については保護者も対象にして全体で35,000人を調査対象としております。

(4) 調査項目でございますが、現在、子どもの貧困対策検討会議において検

討をしていただいているところでございます。

3の子どもの貧困対策検討会議についてでございます。調査の具体的な内容や調査結果の分析、支援策などを検討していただくため、6月末に(1)の構成員にございます有識者7名により設置をいたしました。当審議会の委員でいらっしやいます日本福祉大学教授の後藤澄江先生、愛知県立大学教授の望月彰先生についても、この検討会議のご参画をいただいております。

(2)開催状況でございますが、第1回を6月28日に、第2回を7月26日に開催させていただいたところございまして、愛知子ども調査の概要でありますとか、質問項目などについて、ご検討いただいているところでございます。今後の予定といたしましては、検討会議の方は、2回まで進んでおりますけれども、年度内に6回実施いたしまして、12月には調査を行うこととしております。また、来年3月には集計結果の公表と市町村への該当分データのフィードバックを行いたいと考えております。なお、来年4月以降になりますけれども、調査結果の分析につきましては、最終報告という形で公表する予定としております。県といたしましては今回実施する愛知子ども調査の結果を踏まえまして、市町村と連携しながら実効性のある子どもの貧困対策につなげてまいりたいと考えております。説明は以上です。

(大沢委員長)

ありがとうございます。愛知子ども調査は、対象が35,000人ですから、大きな調査になると思います。10%ですから正確性もかなり高い数値で出てくると思います。この件について、何かご意見ございますでしょうか。

(川久保委員)

まず、調査の学年として1年生、5年生、中2を選ばれた理由があるのでしょうか。あと、子どもと保護者は、同一のお子さんとお母さんのペアで調査をすると思っていいのでしょうか。また、兄弟がいる子どもとか一人っ子とか、公立か私立かとか、その辺の所は調査の時にチェックとかしていくと思いますが、全体の10%ということになりますと、それをどういうふうを選んでいくのかなと思ったので、だいたいの今のところで明かせる調査の選び方っていうか、10%とか学年とか、どんな風に配布しますとか、あったら教えてください。

(地域福祉課 川合課長)

それでは、地域福祉課からお答えいたします。

対象とした学年でございますけれども、子どもの発達段階において重要な時期を選んだと言うことで、小学1年生については、経済的な影響がまだ少なく

て、なおかつ小学校に上がる前の就学前の子育て支援ニーズも把握できるということ、それから、小学 5 年生になりますと、塾に通うなど経済的な影響が大きくなり始める時期でございます。それから中学 2 年生は進路を考え初める大切な時期でございます。

それから都道府県でこういった調査を先行して行ったのは沖縄県でございますが、沖縄県もこの 3 学年を調査しております。同じところを採ることによって、都道府県の比較分析することができる、また愛知の特徴を浮き彫りにできるのではないかとということでございます。

それから調査対象者につきましては、恣意的にならないように県の方で指定をさせて頂きます。これは市町村の教育委員会と協力をいたしまして、学校とクラスについて恣意的でないランダムに選ばしていただくということで、調整を進めているところでございます。クラスごとになりますので、男女比につきましては実際の男女比に合ってくるのではないかと考えております。

(川久保委員)

ありがとうございます。資料の「開催状況」のところに沖縄子ども調査が議題であがっているのは、沖縄の調査を参考にして進めていくというお話もされているということでしょうか。

(地域福祉課 川合課長)

はいそういうことです。一番最初に都道府県レベルで調査を行った沖縄県を参考にしたということです。

(川久保委員)

その点はなるほどなと思ったんですが、沖縄だと例えば離婚率が高かったり、早期に結婚する人が多いとか、子どもの数が多いとか、親の年収であったり、親が働いている業界とか、そういうことを愛知県と比較すると愛知県はすごく豊かであって、私はライターの仕事をしているんですが、愛知県だと専業主婦をやっている女性の割合が高くて、大きい企業が多いので、子どもさんの習い事なんかでも送り迎えがしやすいようなことも小耳に挟んだこともありますので、沖縄が一番最初に調査されたことはもちろんよくわかりましたので、またそこをもとに愛知県ならではの愛知県の長が活かされた内容の調査であることを望みます。

実際、小学 5 年と中学 2 年という、小 6 で受験するとか中 3 で高校に進学するとか、進学の問題が出てくると思うんですが、そこですごく悩む人が増えていると思うので、5 年生と 2 年生の段階でどうだったのかというのはわかるん

ですが、実際その子たちが進級して、そこで何か経済的に困窮してるとか、何かアクシデントがあって、実はそう思っていたけれども 1 年後にはあきらめていたとか、本当はそういうストーリーが出てくると思います。経済的な要因が及ばないで未来を担う子どもたちがチャンスを生かせるような愛知県であることをすごく望みますので、もちろん専門の先生方をお願いするしかないのですが、調査の後の分析だったり、選んで調査したことの先のところまでも、また考えるチャンスなり生かすことを希望したいです。

(大沢委員長)

この審議会の委員である後藤先生が子どもの貧困対策検討会議の座長を務めておられます。大変重たい調査でご苦勞様ですがよろしくお願ひしたいと思ひます。何か一言ありますか。

(後藤委員)

今、委員長から話もありましたが、この調査は大変重たい調査ではあります。やはり子どもの貧困ということに対応していくには、実態をきちっと把握してそれに見合った支援を行っていくということが大事でありますので、この検討会議のいずれのメンバーも、サンプリングの話から始まりまして、調査項目についても真剣に皆で検討しているところでございます。

沖縄との比較では、愛知県は確かに豊かな県であります。沖縄の場合は、ある程度貧困であることを共有している仲間がいる中で、愛知県の場合は、貧困ということを出しにくくなっている状況ということもあると思ひますので、そこをしっかりとやっていくことが大事だと思ひています。

それと、こちらの調査は非常に客観的にやりますが、それとともにインタビュー調査も織り交ぜまして、具体的な支援をしている方や当事者の方、また今おっしゃられたような中学校を卒業した後の実態がどうなっているのかといったことについても、同時にこの調査の中で把握して、来年度できれば調査の結果に沿った具体的な案を検討していくことができたらと思ひています。

また、こういった審議会でも様々な御意見を賜れば幸いかと思ひますので、今後とも御協力のほどよろしくお願ひします。

(大沢委員長)

ありがとうございました。この問題は日本の社会全体が遅れていますから、愛知はそういう点で言えば取組も早く、子どもの貧困問題についてある程度様子の見える、多くの人にとって様子の見えるような調査になっていけばいいなと思ひます。検討会議の座長の今の言葉も含めまして、この調査が成功するこ

とを祈りまして、この報告は終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。原田委員どうぞ。

(原田委員)

一つだけ御検討いただければと思うんですが、対象学年の話があったんですが、特別支援学校はその対象の中に入っているのか。ひとり親は、貧困と大きな相関があると言われていますが、障害児のいる家庭は、お母さんが働きたくても子どもの送迎で働けないとか、障害児の家庭の貧困状況はどのようになっているのか、御検討いただけるとありがたいと思います。

(地域福祉課 川合課長)

先程、後藤委員からもお話がありましたが、ひとり親家庭であるとか、子どもの貧困についてどうしてもそこを詳しくしなければいけない、全体の 35,000 人については検討会議では量的調査と言っていますが、もう少しターゲットを絞って聞き取り調査であるとか、そういった調査を質的調査というところで、そういったものの中に入れるかどうか、これは検討会議の中で御議論いただくところですが、そういった枠組みも事務局の方としては考慮させていただきたいと思っております。

(大沢委員長)

原田委員よろしいですか。それではそういうことで、たぶん対応できるんだろうと思います。愛知子ども調査の概要につきましては、御了承頂ければと思います。

委員の先生方は大変だと思いますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第 3 の報告事項に移ります。平成 28 年度地域医療介護総合確保基金事業の介護分について報告をお願いします。

(高齢福祉課 土屋課長)

高齢福祉課長の土屋でございます。私からは、平成 28 年度地域医療介護総合確保基金事業の介護分について報告をさせていただきます。

資料 5 をご覧いただきたいと存じます。まず 1 の基金事業の概要でございます。

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めるために、都道府県に「地域医療介護総合確保基金」を設置し、平成 26 年度から医療関係の事業、平成 27 年度から介護関係事業を実施しているところでございます。

次に対象事業でございますが、5つある事業のうち介護分は③の介護施設等の整備に関する事業と⑤の介護従事者の確保に関する事業が対象となっております。

次に国の基金の規模でございますが、平成28年度介護分は724億円、内訳としまして施設整備が634億円、介護人材確保が90億円でございます。次に、2の介護分の事業内容でございます。

①の施設整備につきましては、アにありますとおり、定員29名以下の地域密着型サービス施設が対象となっております。イの開設準備経費につきましては、定員30人以上の広域型施設も対象としております。それからウの特養多床室の改修についても、定員30人以上の広域型施設が対象となります。

続きまして②の介護従事者の確保に関する事業でございますが、「基盤整備」・「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」の大きく4つの項目に分類されております。これにつきましては、国の方から24の事業例が示されておりました、この事業例に沿って事業を実施、計画しているところでございます。

3のスケジュールでございますが、要望額であります介護施設整備分の約42億円と介護人材確保分の約4億4千7百万円でございますが、内示が7月26日にございましたので、9月にこの計画に基づく交付金の交付申請書を提出する予定でございます。

それから27年度の事業実績及び28年度の事業計画の詳細につきましては、資料の2枚目と3枚目に記載をしております。

施設整備につきましては、28年度の概要にありますように、地域密着型特別養護老人ホーム11施設の整備、グループホーム18施設の整備等の計画となっております。

それから人材確保分の28年度につきましては、資料に36事業ございますが、このうち資料の7番、21番、34番が27年度限りの事業となっております、28年度はそれらを除く33事業を実施する予定となっております。私からの説明は以上であります。

(大沢委員長)

はいどうもありがとうございました。それでは、平成28年度地域医療介護総合確保基金事業の介護分について、何かご質問はございますでしょうか。

(望月副委員長)

2枚目の10番のところ、計画数の就職人数が一(ダッシュ)になっていますが、これはこのままでも予算が出てくるのはなぜでしょうか。

(地域福祉課 西川課長補佐)

10 番の介護人材巡回マッチング事業につきましては、計画上の就職人数の把握ができるかどうか確認中でございます、現時点では一としております。

(望月副委員長)

計画に合わせて人数を想定するということですか。

(大沢委員長)

27 年度は 100 万円で 86 人です。28 年度は 995 万円ですから、相当の数にはなるかと思いますが。

(地域福祉課 西川課長補佐)

規模としては、そういうことが想定されますが、具体的な数は調整中ということですが。

(大沢委員長)

今は何人とは書けないけれども、想定されている金額の枠組みの中で、就職人数について想定をしながらやっていくと考えればいいですか。

(地域福祉課 西川課長補佐)

27 年度につきましては、事業費の中に人件費が含まれておりまして、10 月の議決日以降の人件費となっていることもありまして、今の指標のありかたについて検討しているところであります。

(大沢委員長)

計画額に合わせて単純に 9 倍増えると言うことではないと思いますが、少なくとも 27 年度の 86 人よりは増えるということではよろしいでしょうか。

(地域福祉課 西川課長補佐)

就職人員を指標にたてるということであれば、目標は 86 人を下回ることにはならないと思います。

(大沢委員長)

今はその範囲のことしかいえないと。そういうことで、よろしゅうございますか。

(望月副委員長)

はい。何かよくわからないですけど。

(大沢委員長)

金額だけは決まっています、大体枠組みは決まっているから、この事業に28年度は965万円を充てようということだね、それほど国は甘くないですが、これは県の計画ですけど・・・。

(地域福祉課 川合課長)

おっしゃるとおり県の計画でございます。27年度と28年度で金額が大きく違っておりますのは、27年度は年度途中、9月補正予算でおよそ半年間になりますけれど、27年度に初めてこの基金事業が9月補正予算でご承認いただいたものですから、時期が短くてですね、28年度は通年事業でございます。その辺りも含めまして、申し訳ありませんが計画数につきましては、年間を通じでどれくらいになるのか正確な数字を作っているところでございます。

(大沢委員長)

そういうことでございます。そのほか何かご意見ございますか。それでは、平成28年度地域医療介護総合確保基金事業の介護分についての報告はご了承頂いたということで、また確定していけば、その時にきちっと報告をしていただきたいと思えます。

それでは、4番目の報告として、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例案の概要についてお願いします。

(障害福祉課 保木井主幹)

障害福祉課の保木井と申します。手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例と、非常に長いですが、資料6で御説明いたします。

この条例につきましては、今度の9月県議会に提案していきたいと考えています。

1の条例制定の経緯、趣旨ですが、この4月1日に愛知県障害者差別解消推進条例が全面施行されています。この差別解消推進条例の施行に伴いまして、障害のある方との相互理解を進めていくため、手話などによる意思疎通の必要性が高まっていることがございます。さらに本県では、大規模地震が想定されておりまして、大規模地震発生時において、特に聴覚や視覚に障害のある方への情

報提供が、課題となっております。こうした現状を踏まえまして、言語である手話の普及と、要約筆記や点字など障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るために、今回条例を制定しようとするものであります。

2の検討経過ですが、条例を制定するにあたりまして、障害者施策審議会を2回、それから障害者施策審議会の下にワーキンググループを設置してワーキンググループを3回開催しました。障害の特性に応じたコミュニケーション手段は非常に多岐に渡りますので、それぞれの障害の当事者の方に御参画いただくということで、ワーキンググループには、愛知県身体障害者福祉団体連合会、愛知県聴覚障害者協会、愛知県難聴・中途失聴者協会、愛知盲ろう者友の会、愛知県盲人福祉連合会、愛知県知的障害者育成会、愛知県自閉症協会・つぼみの会、さらにALS協会、筋萎縮性側索硬化症ですがその愛知県支部、さらには失語症友の会、それからコミュニケーション手段の支援ということで手話通訳問題研究会、それから登録要約筆記者の会、さらには点訳ということで名古屋ライトハウスの視覚障害者支援室、こういった方々にも御参画をいただきまして、ワーキンググループを開催してきたところでございます。

3の条例の概要です。まず、条例の目的ですが、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず共生し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する、ということを目的としています。(2)のこの条例の対象とするコミュニケーション手段ですが、都道府県レベルでは、8県が手話言語条例を制定しています。ただ、千葉県は、手話だけでなく、聴覚障害者の方を対象とした条例を制定しておりまして、愛知県の場合は、定義にありますとおり、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉等ということで、非常に多岐な分野に渡ってのコミュニケーション手段を対象としており、これが一つの愛知県の特徴であり、都道府県では初となるものです。

(3)基本理念ですが、3項目設定しております。1つ目、アとしまして、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進にあたっては、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行う、ということ、それからイでは、手話は言語であるということについての確認事項になりますが、手話言語の普及にあたっては、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるということを理解した上で、普及を図るということでございます。3つ目が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進にあたっては、全ての県民の方々が、その重要性を認識して、その選択の機会の確保と利用の機会の拡大を図るということを基本理念として上げていこう、ということになって

います。

他の記載事項ですが、県の責務として、総合的な施策を策定し、実施していかうと、県民の役割というところでは、理解を深めていただいて、県の施策に協力していただく、(6)の事業者の役割では、障害のある方が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境の整備に努めていただこうと、7番目で、学校等の設置者の取組ということで、こういったコミュニケーション手段の利用を必要とする児童等が通学する学校等の設置者は、教職員に対してその知識及び技能の向上のための研修を行うよう努める、ということについて規定していきたいと考えております。

8番目で、基本的な施策等ということで、手話言語の普及であるとか、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策につきましては、障害者基本法に定めます都道府県の障害者計画の中に記載をしていかうと、と考えております。8のイになります、その計画に記載するにあたっては、障害者施策審議会の意見を聴くことといたしまして、新たに障害者施策審議会の中に部会を設けて、この協議の場としていきたいと考えています。

それから、ウのところでは、県が行う施策について記載しています。5項目、1つ目が啓発及び学習の機会の確保、2つ目が人材の養成・育成、3つ目が災害時の対応ですが、災害時におけるこういったコミュニケーション手段を利用した情報の提供や連絡体制の整備を図っていかうということです。それから事業者に対して協力・情報提供していかうということ、最後に施策の推進にあたっては、実態調査をしていかう、ということでございます。簡単ではございますが、こういった内容で条例を制定していきたいと考えております。宜しく願いいたします。

(大沢委員長)

ありがとうございました。手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案)の概要について、何か御意見ございますか。御質問でも結構です。

(原田委員)

この条例につきましては、本当に大事な趣旨でありますし、是非愛知県が他の都道府県に先駆けて広い範囲で制定されるということが大事だと思っております。その中で、要約筆記の部分で、一言お願いですが、要約筆記は聴覚障害の方たちだけが対象ではなくて、スクリーンで字が出ることによって、発達障害の方たちもすごくわかりやすいとか、高齢者の方も文字が出た方がいいとか、あるいは外国籍の方も今日は文字が出たので理解ができた、というように、

そういう意味ではユニバーサルなコミュニケーションの確保という意味で要約筆記などが大きな役割を果たすと思います。ただ実際には要約筆記者の養成が追いついていないとか、あるいは要約筆記者のグループの方に聞くと、かつてはOHPだったけれどパソコンになってきて、パソコンの機材の確保、パソコンを購入したりとか、その部分が非常に大変だと。例えばウの（イ）のところで人材養成は図っていただいています、等と書いてありますが、人材の養成だけでなく、コミュニケーションに係る機材などへの補助のようなものも是非考えていただけると広がるのではないかと、と思います。

（大沢委員長）

この点についてはどうですか。

（障害福祉課 保木井主幹）

障害福祉課の保木井でございます。委員がおっしゃるとおり、必ずしも要約筆記は聴覚障害者の方だけを対象とするものではなく、また、今回の条例の対象としては、定義のところを見ていただきますと、実物や絵図の提示でありますとか、そういったことで幅広く、多様な方を対象とした条例であると御理解いただけたのかなと思います。パソコン等の購入に対する補助など、こういった施策を展開していくかということにつきましては、今後開催をします障害者施策審議会の部会の中できちんと議論していただいて施策に反映していきたいと考えています。

（大沢委員長）

ありがとうございました。その他、何かありますか。私の方からですが、手話というのは地域によって違う、つまり、あまり標準化されていない部分がありますが、このようなことについて、どういうところで検討すればいいのかなと思っています。地域によって違うようです、手話は。素人の頭で考えると、手話というのは、国際的に見てもグローバリゼーションの時代においても一番いい手段じゃないかと思いますね。だから手話をする方が、国際交流において最も有利な場所に立っているのではないかと思っていたら、実は地域によって違うんですね。これは国に言った方がいいのかもしれませんが、例えば愛知県でこのような条例ができて、推進しようとするプロセスの中で改善されたいなということがありましたら、是非検討されている場所でそのことも出していただいて、どこかでそのことについて、事務サイドでも、あるいは、委員会のレベルでも結構ですが、そういうふうなことについて努力をしてできるだけ標準化していけば、私たちよりもっと便利な国際語になっていく感じがするんで

すね。そんなことも含めて少し検討していただければいいなと思っています。以前から言っているんですが、要するに形象の手話の場合ですと、山を登っていくなど、誰でもわかるんです。抽象的な表現は難しいと思いますが、ある意味で標準化ができるのではないかなあ、と思っています。そんなことも含めて検討する余地があれば検討をお願いしたい。愛知から「手話の国際標準化」への動きが発信できればいいなあ、と思っています。

(望月副委員長)

この条例は、基本的には日常生活上のことでしょうか。あるいは企業であるとか、学校であるとか、公共施設であるとか、そういった所を主にしているのか。加えて、となっていますが、災害時にポイントがあるのか、そのあたりについて、教えていただきたい。余談ですが、昨年、どこでもやると思いますが、愛知県立大学で防災訓練を行いまして、その時に緊急放送です、ということで、愛知県立大学の場合は結構外国人留学生が大勢いるんですね。私は運営委員でしたので、緊急放送する時に多言語で放送しないと、特に緊急の連絡は外国人の学生にはわかりにくいだらうということで、一応英語だけは同時に放送しましたが、英語だけでなく、5カ国語ぐらいで流した方がいい、という話はしたんですが、そうした災害時の場合には、代筆とかやっている状況ではないと思いますが、特に災害時におけるコミュニケーション、情報伝達の手段は簡潔に、正しく伝わるようにしなければならないと思いますが、そのあたりは検討されているのか、お聞きしたいと思います。

(保木井主幹)

障害福祉課の保木井でございます。この条例の対象が日常生活なのかどうかという御質問ですが、背景のところでも御説明させていただきましたが、差別解消というのが根底にありまして、差別解消の対象が日常生活であったり事業活動上のものを対象にしております。したがって、今回の条例にあたっては全ての社会生活における場面を想定しているということです。

災害時のコミュニケーションについて御質問いただきましたが、熊本や東日本の震災で課題となっていることとして、避難所での情報が伝わらないということが一つ大きな問題であると伺っています。避難所の中で聞こえない方がいるのかどうかということは見ただけでは分からない。そういった方をどうやって把握をして、音声だけではなくて文字で表示するのかとか、そういったところについて、市町村の避難所マニュアルの中に盛り込んでいくといったことを想定しながら、今後の連絡体制を考えていく、というところがワーキングで議論されたところです。以上です。

(大沢委員長)

よろしいですか。その他、御意見ありますか。いずれにしましても、非常に重要な条例でございますので、県議会の段階でも、色々な形で御議論いただけたらと思っておりますし、また、期待もいたしております。この条例がよい形で成立していくことを願いながら、この報告を聞いておりました。

この報告について、進めていただくよう、審議会としても宜しくお願ひしたいと思ひます。

それでは最後になりましたが、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について報告お願ひします。

(障害福祉課 加藤主幹)

障害福祉課の加藤です。私からは、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について、御説明いたします。

お手元の資料7をご覧ください。8月11日から始まりましたトリエンナーレ、10月29日から始まる予定の国民文化祭、と続く、愛知県における「芸術・アートの年」の最後を飾るイベントが、このあいち大会となります。2の期間ですが、12月9日から11日まで、これに先立ち、美術・文芸作品展を、国民文化祭の閉会日である12月3日から開催して参ります。また、3の場所・会場ですが、名古屋市栄周辺の6会場、4の主催ですが、本県その他厚生労働省、名古屋市、そして障害者団体等に参画いただいております実行委員会となっております。5の大会概要でございます。まず、(1)芸術・文化祭ですが、アの美術・文芸作品について、全国から作品を募集し、展示して参ります。イの舞台芸術では、全国から音楽、ダンス等の出演者を募集し、発表してまいります他、総勢100名程度で一つの演目を共同で演じるあいち大会オリジナルとなるプロデュース舞台「親指王子」の上演も予定しております。続いて(2)のふれあい交流では、授産製品や障害者スポーツを紹介したり、講演会やシンポジウムを開催してまいります。

それでは、6の連携事業ですが、(1)市町村等との連携では、あいち大会に関連した作品展示やシンポジウムの開催により、地域への展開を図って参ります。そして、(2)国民文化祭との連携では、先ほど御説明しました「親指王子」を国民文化祭の中でも先行して発表いたします。(3)他都道府県との連携では、来年の開催県であります奈良県などで開催される障害者アート展と相互に作品を展示したりすることであいち大会のPRを図ってまいります。7のプレイベントですが、11月にかけて開催しまして、12月の大会本番に向けて気運を盛り上げてまいります。

お手元に大会のPRチラシも配付させていただいています。この紙吹雪のデザインは、色とりどりの様々な個性を持った多くの皆さんが集まって一つの大会をつくっていくというあいち大会のイメージを表したものでございます。このデザインのように、障害の有無に関わらず多くの皆様に御参加いただき、楽しんでいただけるあいち大会を目指し、しっかり準備を進めてまいります。また、机上に本日配付させていただきましたが、昨日8月22日から、愛知県が平成26年度から実施をしております「あいちアール・ブリュット展」において展示をいたします作品の募集を開始いたしました。チラシを配付させていただいております。周知等の御協力を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。宜しく願いをいたします。

(大沢委員長)

ありがとうございました。第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について、大変期待の持てる、それから水準の高い芸術活動が展開されておりますので、おそらく愛知県の中でも大きな花を咲かせてくれるんだと思います。私もとしても、この大会が成功することを心から願っておりますし、必ず成功するだろうと思っております。私たちなんか及びもつかないような高い芸術水準を示す障害のある方がたくさんいらっしゃいます。少し長い期間になりますが、障害者芸術・文化祭あいち大会が開かれるという報告をいただきました。特段何か御希望があれば伺いますが、よろしいですか。

それでは、報告事項の5番目、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について、大きな期待をもっていますので、是非がんばってください。

少し時間を過ぎましたが、これで本日の議事は全て終了しました。大変長時間にわたって活発な御意見をいただきましたことを心から感謝いたしまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局の方から何か連絡はありますか。

(医療福祉計画課 上田課長補佐)

本日の会議の議事録でございますが、後日発言された委員の方に内容を御確認いただきまして、その後署名者のお二人に御署名いただくこととしておりますので、御協力いただきますようお願いいたします。以上です。

(以上)

議事録署名人

議事録署名人
